

大規模災害時等における 議会の災害対応マニュアル

平成28年12月策定

平成29年10月改定

令和6年3月改定

鳥取県議会

【 目 次 】

頁

序章

- 1 災害対応マニュアルについて 1
- 2 災害時の対応におけるポイント 1

第1章 災害時の議会活動について

1 災害の発災時・発災直後

会期中の場合

- (1) 本会議開会中 2
- (2) 会期中の夜間・休会中(議事整理日を含む) 4
- (3) 委員会開催中(会期中) 6

閉会中の場合

- (4) 閉会中 8
- (5) 委員会開催中(閉会中) 10

- 2 発災直後から議会としての対応の決定まで 12

- 3 議会としての対応の決定以後 16

- 4 災害発生への備えなど(連絡手段の確保等) 17

第2章 災害時の議員活動の規範について

- 1 災害の発災時・発災直後 19

- 2 発災直後から議会としての対応の決定まで 19

- 3 議会としての対応の決定以後 20

《別表》

大規模災害時等における議会の災害対応マニュアルの災害等別対応基準

序章

1 災害対応マニュアルについて

(1) 本マニュアルの目的

災害発生時の県議会及び議員の行動の基本原則を定めることにより、災害直後からの議会及び議員の活動を円滑かつ確実にを行い、早急な復旧・復興対策の推進に資する。

(2) 本マニュアルの構成

災害時における議会及び議員の活動について、①発災時・発災直後、②議会としての対応の決定まで、③議会としての対応の決定以後の三つの段階に分けて整理する。

また、発災時・発災直後の議会の対応については④会期中と⑤閉会中の二つの場面に分けて整理する。

(3) 本マニュアルが対象とする災害

地震発生時の対応を基本として定め、津波の発生、台風などの風水害、大規模事故等の場合はこれに準じて対応する。

なお、災害等別の対応基準は別表のとおり。

2 災害時の対応におけるポイント

(1) 災害時代表者会議の自動招集

県内において震度5強以上の地震が発生した場合には、原則として地震発生の翌々日の午後1時に代表者会議を自動的に招集することにより、議会の対応を的確に確保し、同会議において災害に係る議会活動の方針を決定する。

(2) 県災害対策本部との情報共有

執行部に災害対策本部が設置された場合、正副議長が協議の上、必要に応じて副議長又は危機管理部を所管する常任委員長は、本部会議にオブザーバー参加し、県災害対策本部との情報共有を図る。

(3) 災害時における議員活動の規範の明示

災害が発生した場合、各議員は、議会としての対応が決定するまでは各地域において人命第一を基本に行動し、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に、被災現場での支援や情報収集等の議員活動を行う。

(4) 安否確認方法の確立

県内で震度5強以上の地震が発生した場合には、議員はLGWAN-ASP で提供されている自治体専用のビジネスチャット・ツール（以下「logo チャット」という。）により議会事務局へ安否を連絡する。

<参考> 執行部における配備体制の基準（抜粋）

鳥取県災害対策本部（構成：知事（本部長）、副知事、各部局長）

- ・ 県内で震度5強以上の地震が発生した場合
- ・ 大津波警報又は津波警報が発表（気象庁又は大阪管区气象台）されたとき
- ・ 風水害に係る特別警報が発表されたとき。
- ・ 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認めたとき。

鳥取県災害警戒本部（構成：危機管理部長（本部長）、危機管理部職員及び応援職員）

- ・ 県内で震度5弱の地震が発生した場合
- ・ 津波注意報が発表されたとき
- ・ 土砂災害警戒情報又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき
- ・ 大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要とみとめたとき

第1章 災害時の議会活動について

1 災害の発災時・発災直後

会期中の場合

(1) 本会議開会中

本会議開会中に県内で地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。

① 地震の揺れを感知した場合は、議長の判断で暫時休憩を宣言する。

*緊急地震速報が放送された場合は、議長は直ちに暫時休憩を宣言する。

② 各議員は、身の安全の確保を図る。

(事務局)傍聴者等の安全を確保する。

③ 正副議長と事務局長が協議し、以下について判断する。

対応1 明らかに揺れが軽微である場合は、再開し、議事を継続する。

対応2 揺れが大きかった場合は、以下の対応をとる。

④ [事務局]議会棟本館及び議会棟別館の安全確認、震度情報等の確認を行う。

⑤ 災害の程度に応じ、以下のいずれかの対応をとる。

ア 本会議場(議会棟本館)が安全である場合

(ア) 震度4以下の場合で、執行部において緊急の対応を要しないとき

→ 事務局から震度情報等を報告後、議長は本会議を再開し、議事を継続する。

(イ) 震度5弱以上の場合若しくは本県に津波注意報以上が発表された場合又はそれ以外の
場合で、執行部において緊急の対応を要するとき

→ 議会運営委員会において対応を協議し、議長は本会議を再開の上、所要の
手続をとる。

議会運営委員会委員以外の議員は、今後の対応が決定するまで控室等の安全な場
所で待機する。

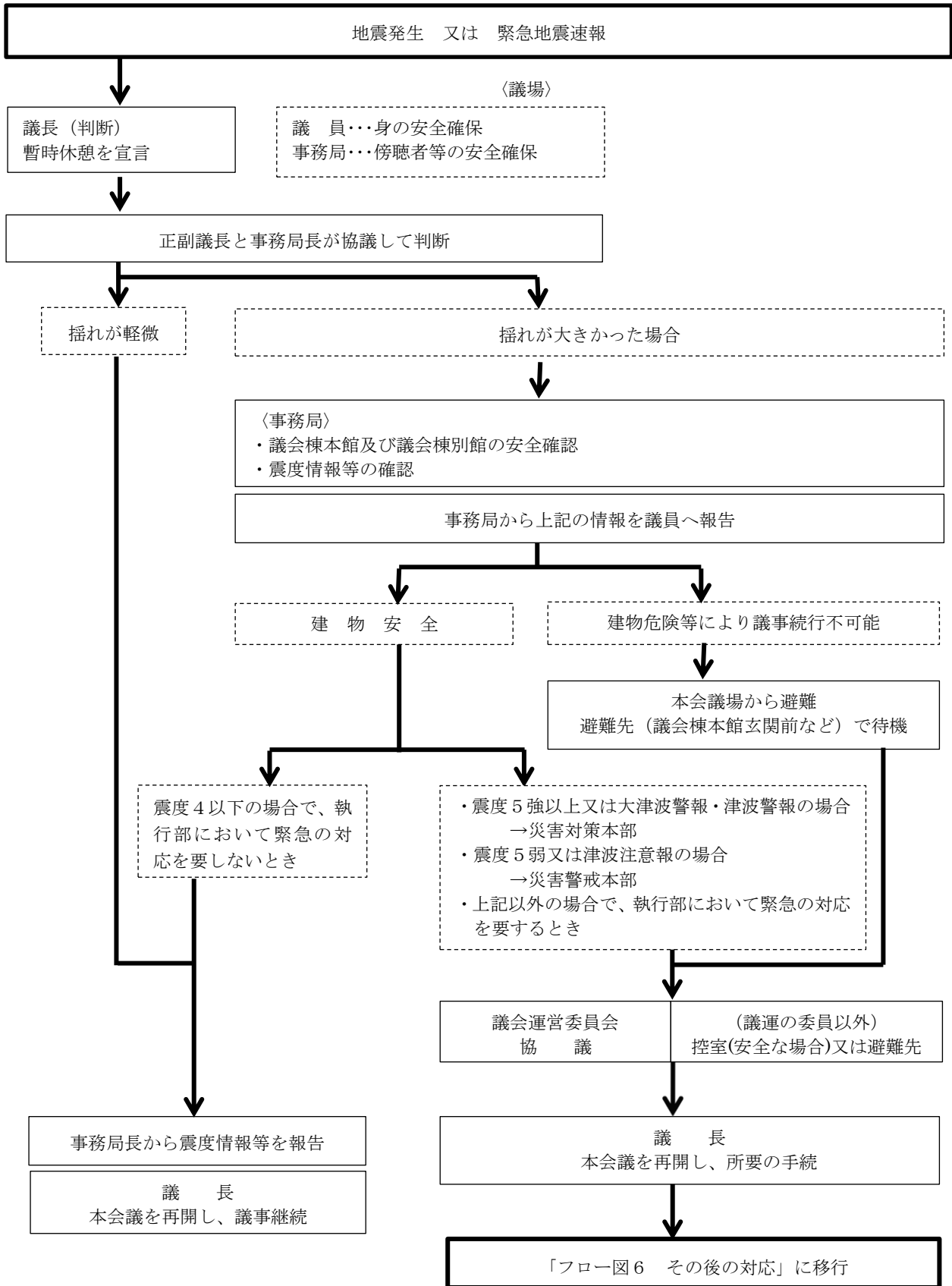
イ 本会議場(議会棟本館)が安全でない場合

→ 本会議場から直ちに避難する(議会棟本館玄関前などに集合)。

避難場所(議会棟別館、県庁講堂、議会棟本館玄関前その他代替の場所をいう。以
下同じ。)において、議会運営委員会を開催してその対応を協議し、また、議長は本
会議を再開の上、所要の手続をとる。

議会運営委員会委員以外の議員は、今後の対応が決定するまで避難場所で待機する。

フロー図1 本会議開会中

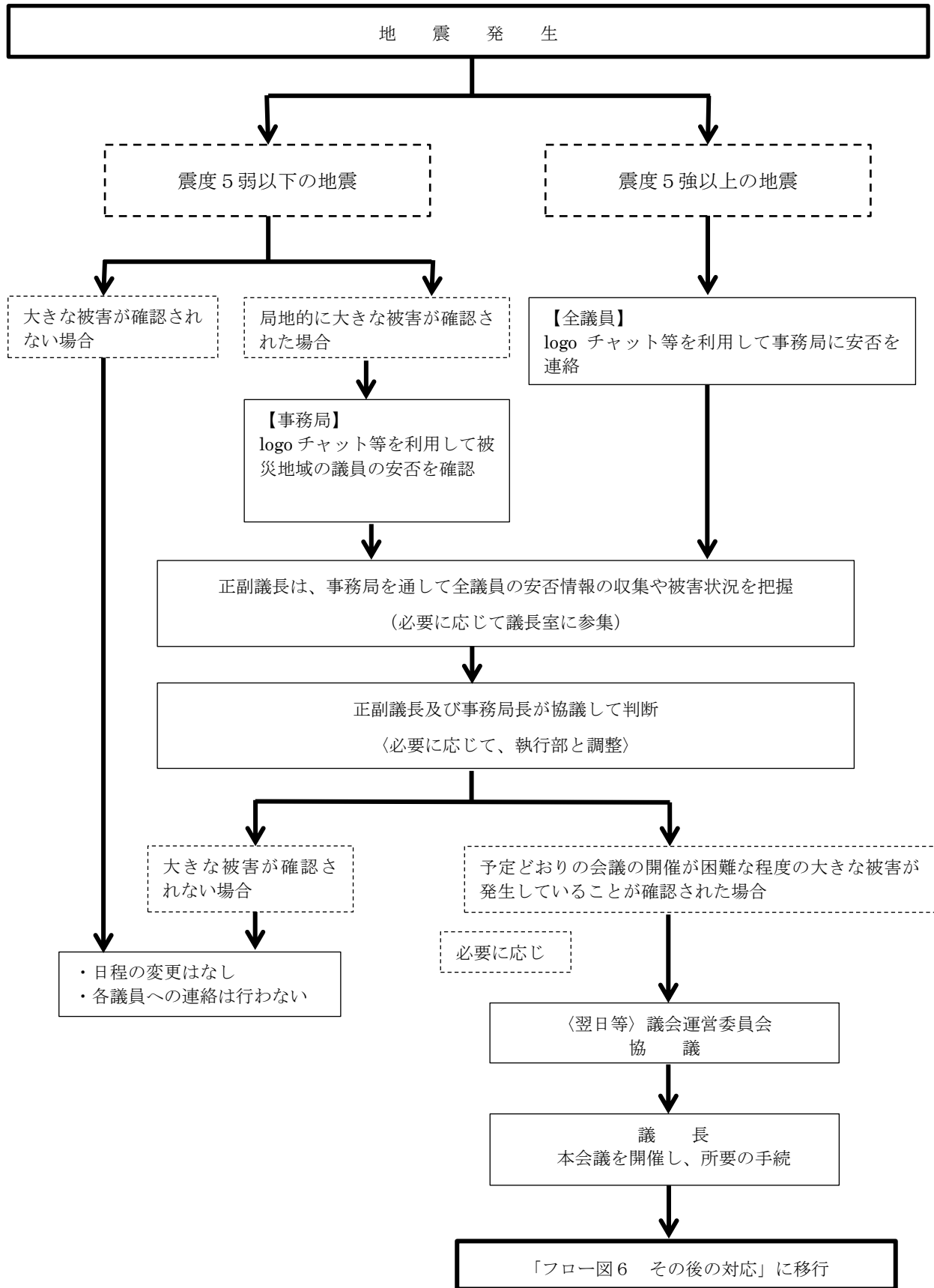


(2) 会期中の夜間・休会中（議事整理日を含む）

会期中の夜間や休会中に県内で地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 震度5強以上の地震が発生した場合は、議員は logo チャットその他の通信手段を利用して事務局に安否を連絡する。
震度5弱以下の地震が発生した場合で、局地的に大きな被害が確認されたときは、事務局は logo チャットその他の通信手段を利用して当該地域の議員の安否を確認する。
- ② 上記①の場合、正副議長は、事務局を通して全議員の安否情報の収集や被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて議長室に参集する。
- ③ 正副議長及び事務局長は、予定どおりの会議の開催の可否について、被害の状況や議員の安否状況等を勘案し、場合により執行部と調整して判断する。
- ④ 予定どおりの会議の開催が困難な程度の大きな被害が発生していることが確認された場合は、必要に応じて議会運営委員会において対応を協議し、本会議において所要の手続をとる。

フロー図2 会期中の夜間・休会中（議事整理日を含む）



(3) 委員会開催中（会期中）

会期中の委員会開催中に県内で地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 地震の揺れを感知した場合、委員長の判断で、暫時休憩を宣言する。
※緊急地震速報が放送された場合は、委員長は、直ちに暫時休憩を宣言する。
- ② 各議員は、身の安全の確保を図る。
〔書記〕傍聴者等の安全を確保する。
- ③ 状況により、次のとおり対応する。

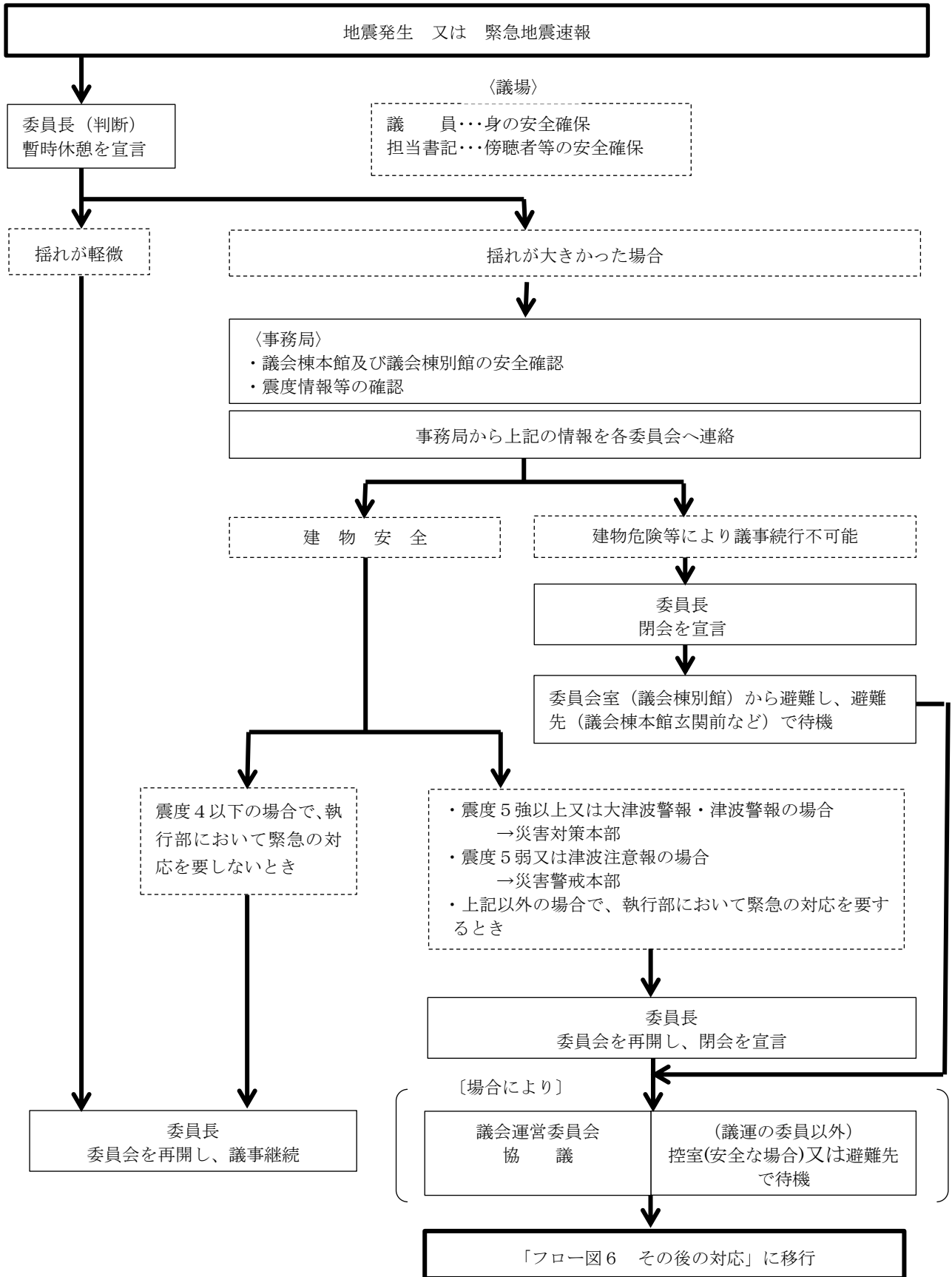
対応1

 明らかに揺れが軽微である場合は、委員長は委員会を再開し、議事を継続する。

対応2

 揺れが大きかった場合は、以下の対応をとる。
- ④ 〔事務局〕議会棟本館及び議会棟別館の安全確認、震度情報等の確認を行い、各委員会へ連絡する。
- ⑤ 災害の程度に応じ、次のいずれかの対応をとる。
 - ア 委員会室（議会棟別館）が安全である場合
 - (ア) 震度4以下の場合で、執行部において緊急の対応を要しないとき
→ 委員長は、委員会を再開し、議事を継続する。
 - (イ) 震度5弱以上の場合若しくは本県に津波注意報以上が発表された場合又はそれ以外の場合で、執行部において緊急の対応を要するとき
→ 委員長は、委員会を再開し、閉会を宣言する。
 - イ 委員会室（議会棟別館）が安全でない場合
→ 委員長は、委員会の閉会を宣言する。
全員、委員会室から直ちに避難する（議会棟本館玄関前などに集合）。
- ⑥ 委員会閉会后、場合により議会運営委員会で協議を行う。
また、今後の対応が決定するまで、議員は控室（安全な場合）又は避難先で待機する。

フロー図3 委員会開催中（会期中）



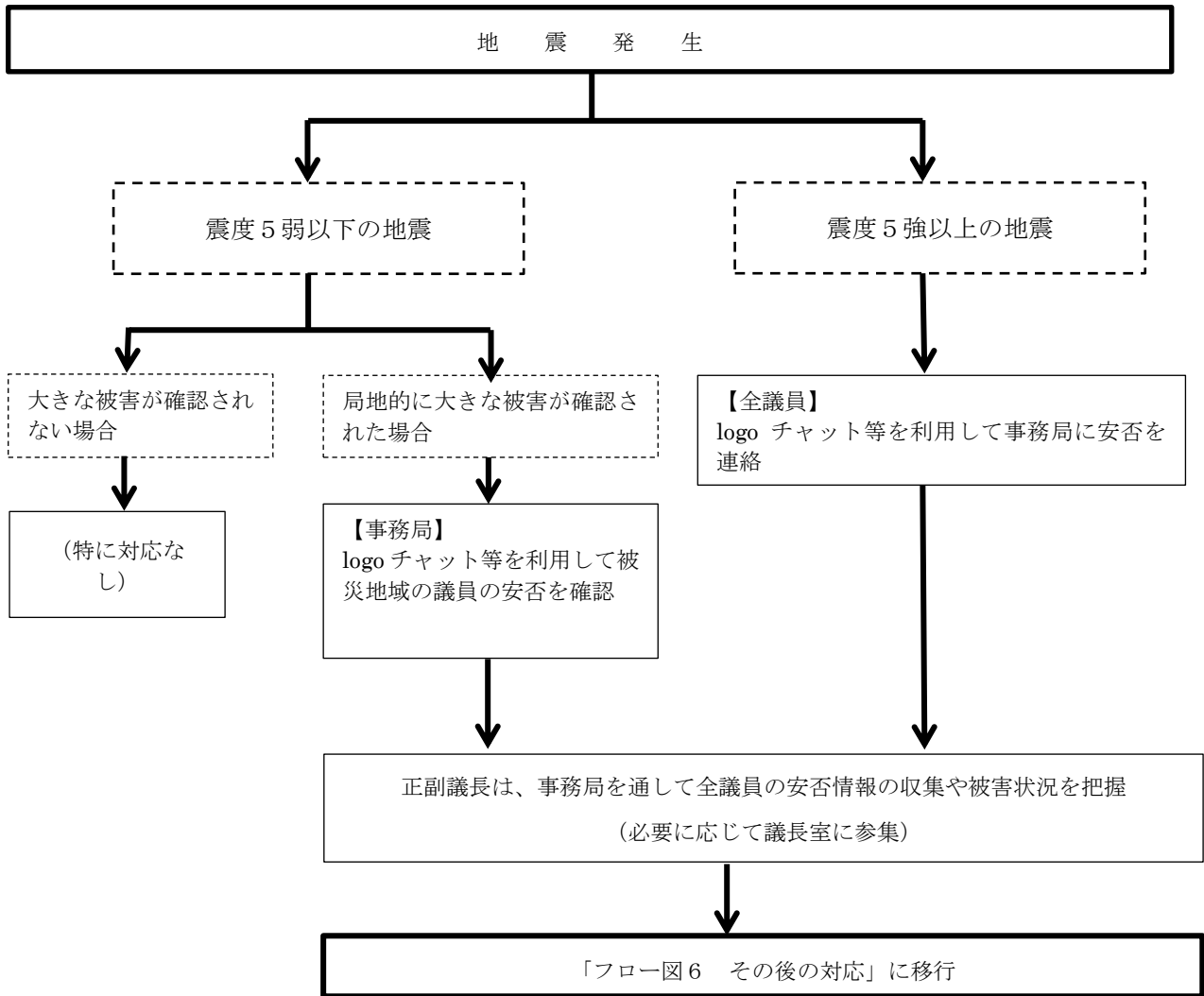
閉会中の場合

(4) 閉会中

閉会中に県内で地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 県内で震度5強以上の地震が発生した場合は、議員は logo チャットその他の通信手段を利用して事務局に安否を連絡する。
- ② 県内で震度5弱以下の地震が発生した場合で、局地的に大きな被害が確認されたときは、事務局は logo チャットその他の通信手段を利用して当該地域の議員の安否を確認する。
- ③ 上記①②の場合、正副議長は、事務局を通して全議員の安否情報の収集や被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて議長室に参集する。

フロー図4 閉会中



(5) 委員会開催中（閉会中）

閉会中の委員会開催中に県内で地震が発生した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 地震の揺れを感知した場合、委員長の判断で、暫時休憩を宣言する。
※緊急地震速報が放送された場合、委員長は、直ちに暫時休憩を宣言する。
- ② 議員は、身の安全の確保を図る。
〔書記〕傍聴者等の安全を確保する。
- ③ 状況により、次のとおり対応する。

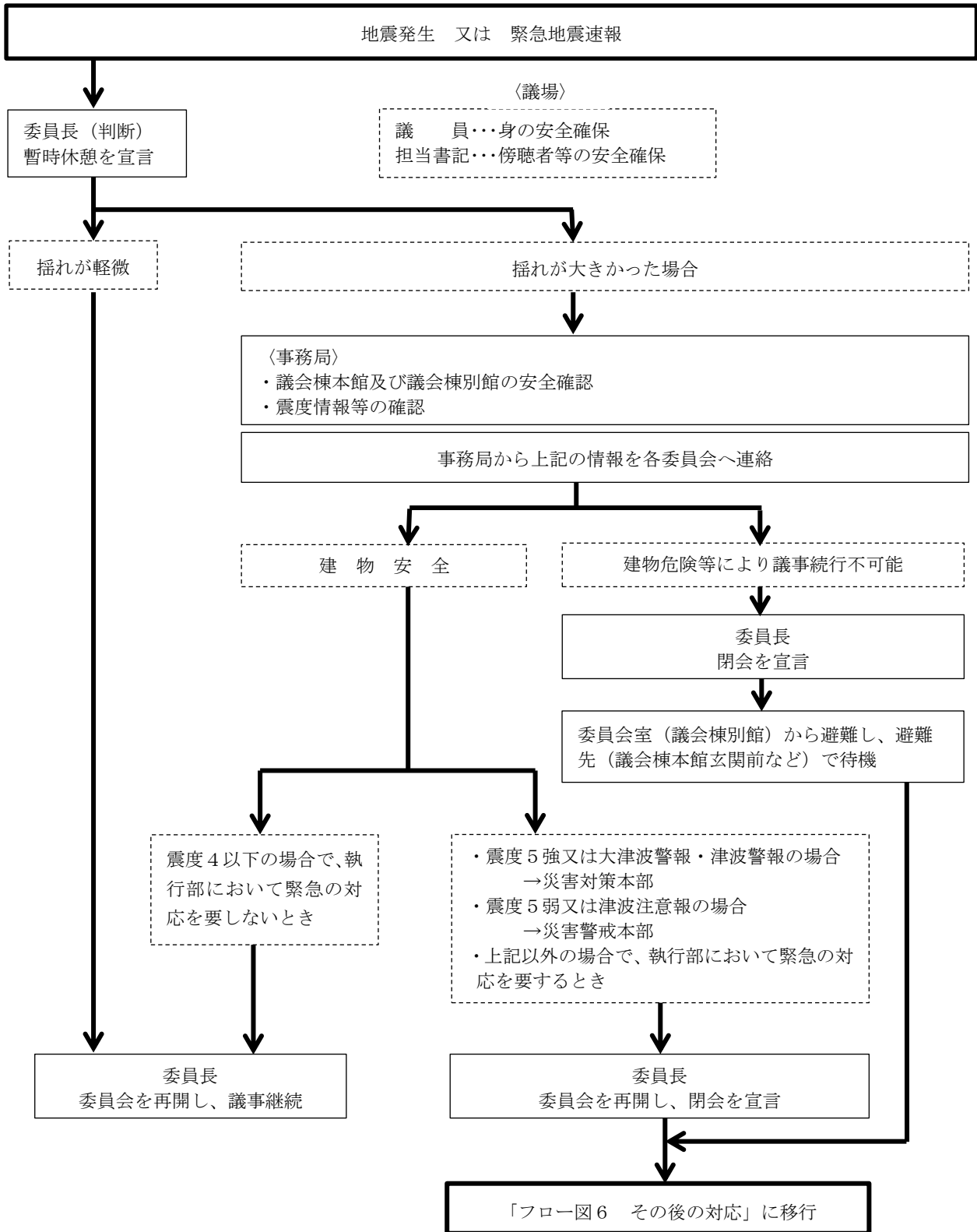
対応1

 明らかに揺れが軽微である場合は、委員長は委員会を再開し、議事を継続する。

対応2

 揺れが大きかった場合は、以下の対応をとる。
- ④ 〔事務局〕議会棟本館及び議会棟別館の安全確認、震度情報等の確認を行い、各委員会へ連絡する。
- ⑤ 災害の程度に応じ、次のいずれかの対応をとる。
 - ア 委員会室（議会棟別館）が安全である場合
 - (ア) 震度4以下の場合で、執行部において緊急の対応を要しないとき
→ 委員長は委員会を再開し、議事を継続する。
 - (イ) 震度5弱以上の場合若しくは本県に津波注意報以上が発表された場合又はそれ以外の場合で、執行部において緊急の対応を要するとき
→ 委員長は、委員会を再開し、閉会を宣言する。
 - イ 委員会室（議会棟別館）が安全でない場合
→ 委員長は、委員会の閉会を宣言する。
全員、委員会室から直ちに避難する（議会棟本館玄関前などに集合）。

フロー図5 委員会開催中（閉会中）



2 発災直後から議会としての対応の決定まで

(1) 各議員の対応

「第2章災害時の議員活動の規範について」に従い行動する。

(2) 正副議長の対応

県内で震度5強以上の地震が発生した場合又は県内で震度5弱以下の地震が発生した場合において局地的に大きな被害が確認されたときは、正副議長は次の対応をとる。

ア 事務局を通して全議員の安否情報の収集や被害状況の把握に努めるとともに、必要に応じて議長室に参集する。(再掲)

イ 県災害対策本部会議が開催される場合は、議長は、被害の規模・程度を勘案し、同会議へのオブザーバー参加の可否を決定し、参加する場合は、副議長又は危機管理部を所管する常任委員長に参加を要請する。

ウ 災害時代表者会議が自動招集される場合(震度5強以上の地震発生)を除き、議長は、副議長及び事務局長と協議して災害時代表者会議の開催の可否を決定する。災害時代表者会議を招集する場合は、議長は、副議長及び事務局長と協議して開催日時、協議事項など決定する。

(3) 事務局の対応

県内で震度5強以上の地震が発生し、県災害対策本部が設置された場合には、事務局は次の対応をとる。

ア 庁舎内来訪者等の安全確保、避難誘導

イ 議員・職員の安否確認

ウ 議会棟本館及び議会棟別館の被害状況の確認、執務場所の確保

エ 各種情報収集及び議員への情報提供、県災害対策本部等との連携確保

オ 被害状況に応じ、議員の海外派遣、県外出張の中止を検討

カ 執行部からの要請に応じ、被災地及び災害対策本部事務局の応援のための職員を派遣

(4) 県災害対策本部会議への参加

県災害対策本部会議が開催される場合は、正副議長が協議の上、必要に応じて副議長又は危機管理部を所管する常任委員長をオブザーバーとして参加させ、執行部の対応状況を確認する。この場合において、必要があるときは、事務局職員を随行させることができる。

また、執行部からの参加要請がある場合には、必要に応じて、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)による参加手法の可否等についても、執行部と調整する。

(5) 事務局が収集した情報の提供

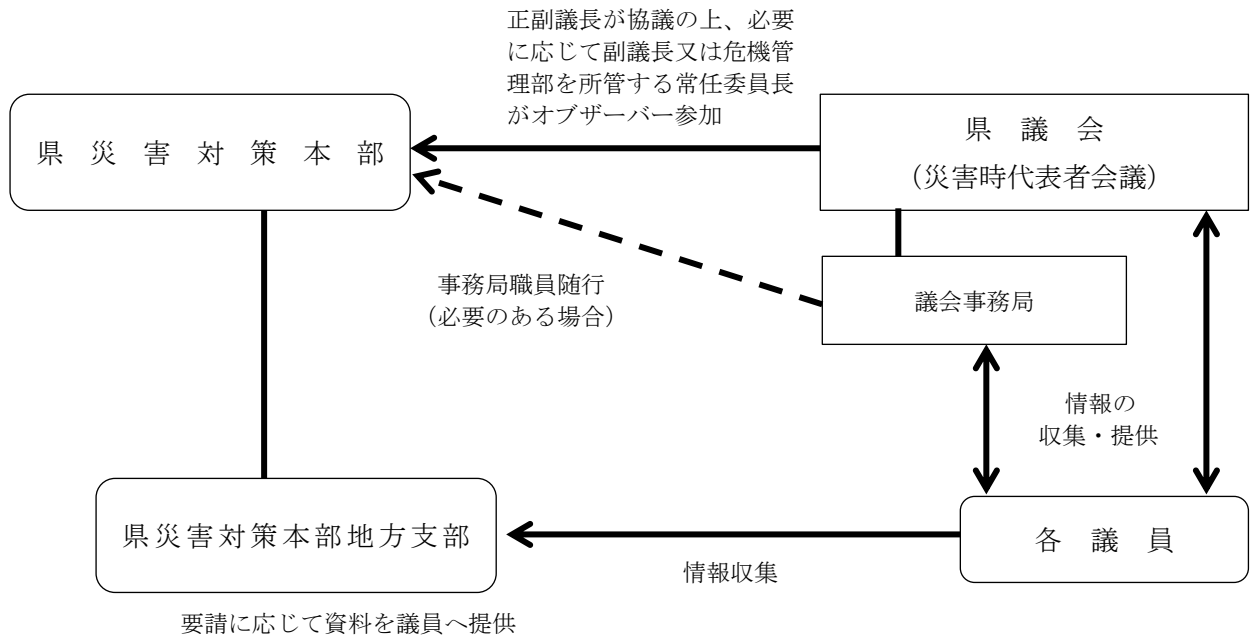
事務局が収集した情報は、事務局において整理し、議員が希望する場合、速やかに資料を提供することができるよう、常備しておくこととする。

県災害対策本部会議が開催された場合は、全議員に対し、会議資料を速やかにファクシミリ、電子メール又はlogoチャットにより送付し、情報提供を行う。

(6) 県災害対策本部地方支部における情報提供

県災害対策本部地方支部（総合事務所（東部圏域にあつては東部庁舎）に設置）において、議員が希望する場合、地方支部の資料を提供することとする。

フロー図6 (1) その後の対応（情報収集体制）



(6) 災害時代表者会議の開催

当面の災害に係る議会活動についての方針を決定するため、災害時代表者会議（災害への議会の対応方針等について会派の代表者等が協議又は調整を行うことを目的として、議長が緊急に設置する協議等の場をいう。以下同じ。）において、以下のとおり対応する。この場合において、被災地が選挙区にある地元議員は、災害時代表者会議に出席して被害状況を説明し、参考意見を述べることができるものとする。

また、災害時代表者会議に出席を予定する議員で、やむを得ない事由によりその開催場所に参集することが困難であるものから事前に意向が示されたときは、議長は、当該議員をオンラインにより出席させることができるものとする。

① 県内で震度5強以上の地震が発生した場合

ア 原則として地震発生の日翌日の午後1時に災害時代表者会議を自動的に開催する。ただし、災害時代表者会議をオンラインで開催する場合で、出席を予定する議員の全員と事前に連絡が取れるときは、開催日時を早めて開催することができるものとする。

イ 事務局は、可能な範囲で、災害時代表者会議の構成員（議長、副議長、交渉団体の代表者各2名、交渉団体以外の各会派の代表者各1名及び会派に属さない議員で、会議に出席することができる者をいう。以下同じ。）へ連絡し、確認を行うとともに、全議員に災害時代表者会議の開催について情報提供する。

※通信状況が良好である場合において、議長が被害状況等を勘案し、災害時代表者会議を開催する必要がないと判断した場合又は開催日時等を変更する必要があると判断した場合

→ 事務局は、災害時代表者会議の構成員へ連絡を行うとともに、全議員に災害時代表者会議の開催について情報提供する。

② 県内で震度5弱以下の地震が発生した場合

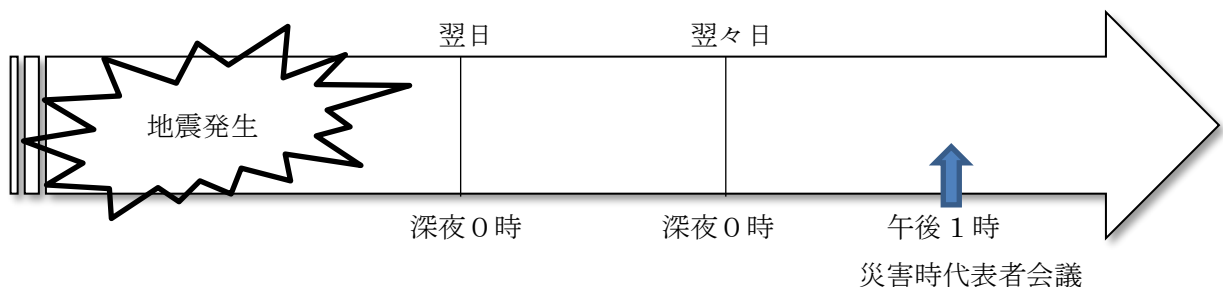
議長が被害状況等を勘案し災害時代表者会議を開催する必要があると判断した場合は、事務局は開催日時等について、災害時代表者会議の構成員へ連絡を行うとともに、全議員に災害時代表者会議の開催について情報提供する。

<災害時代表者会議における協議事項>

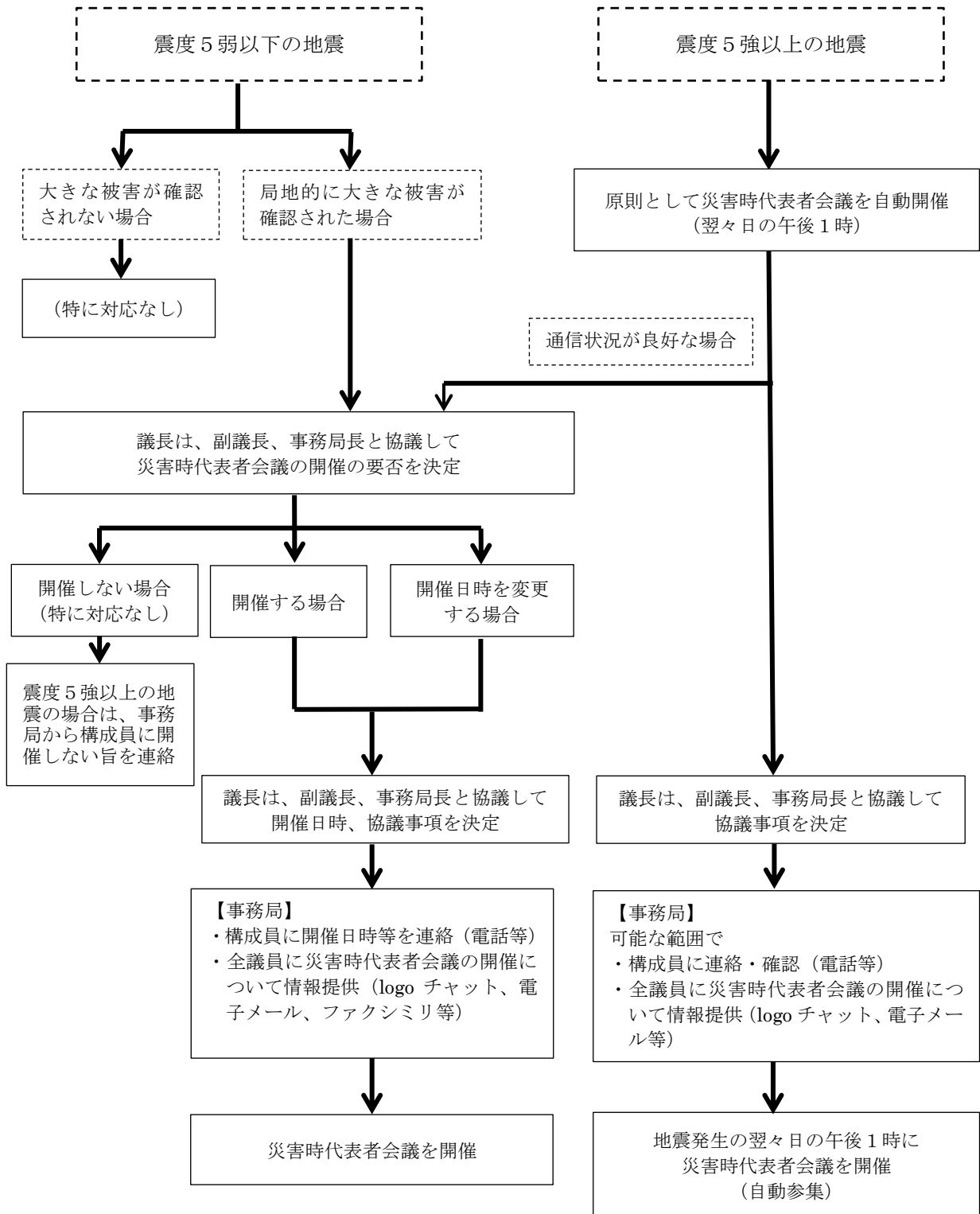
- ・被害状況等の把握・分析
- ・被災地の要望等の集約
- ・本会議又は全員協議会の開催時期・運営方法の協議（執行部との調整）
- ・災害に係る特別委員会の設置に関する協議（設置の有無・構成）など

※状況に応じ複数回の開催もあり得る。

<災害時代表者会議の開催日時>



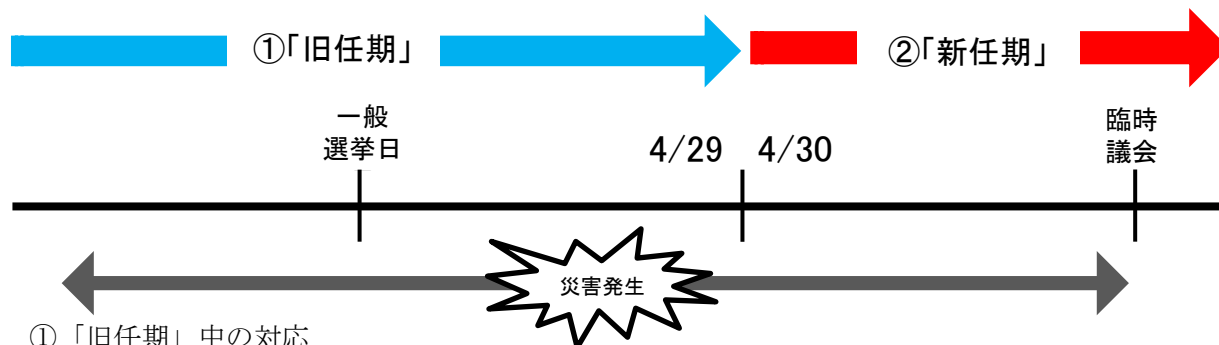
フロー図6 (2) その後の対応 (災害時代表者会議の開催)



(7) 議員の改選期における対応

議員の改選期（概ね一般選挙後新しい議長が選挙されるまでの間をいう。）に発災した場合にあつては、議会活動の継続の観点から、以下のとおり対応する。

<改選期の災害対応>



事務局は、災害時における議会活動の継続の観点から、「新任期」の議員（「旧任期」から引き続き議員となる者を除く。）に対する災害、議会活動等に関する情報の共有に努める。

②「新任期」中の対応

ア 臨時議会の開会前のため、新しい正副議長が選出されていない、又は常任委員会その他議会構成が決まっていない場合は、議員の改選期において事務局長が招集する世話人会（鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県議会規則第1号）第13条の2第1項の規定に基づき設けるものをいう。）において協議し、前記（1）から（6）までを基本に、必要な対応を行う。

この場合において、協議会等の座長となる出席した議員中最年長の者が、必要最小限度の範囲内において、議長が行うべき職務（本マニュアルに基づき行うものに限る。）を行うものとする。

イ 災害直後からの議会活動を円滑かつ確実にを行い、早急な復旧・復興対策の推進に資するという本マニュアルの目的に鑑み、正副議長の選出、常任委員会その他議会構成の決定を直ちに行う必要があるため、臨時議会の前倒し開催を検討する。

3 議会としての対応の決定以後

その後の議会の対応としては、災害の規模や態様により異なるが、想定される対応については概ね以下のとおりである。

- ・ 定例会（臨時会）における審議（予算議案の審議、執行部からの専決処分の報告等）
- ・ 代表者会議又は全員協議会における協議（執行部から被害状況、対応状況の説明、今後の対応方針等の協議）
- ・ 常任委員会とは別に特別委員会が設置された場合は、特別委員会における審査・調査活動（被災地・被災市町村等の調査）
- ・ 国、県等に対する要望・要請活動
- ・ 他県議会等からの支接受入（物資・見舞金等） など

4 災害発生への備えなど（連絡手段の確保等）

（１）安否の確認（各項目に記載している事項の再掲）

ア 県内で震度５強以上の地震が発生した場合

各議員は事務局からの安否確認に対して、**logo** チャットにより、事務局に自身の安否情報をできるだけ早く連絡するものとする。

また、**logo** チャットを利用できない場合は、議員は次のいずれかの通信手段により連絡を試みる。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| ・電子メール | gikaisoumu@pref.tottori.lg.jp |
| ・電話 | 0857-26-7460 |
| ・ファクシミリ | 0857-26-7461 |

上記の通信手段で連絡できない場合は、議員は災害用伝言ダイヤル（171）を利用して安否情報を登録する。

議員から連絡がない場合は、事務局は当該議員に電話等で連絡し、連絡がつかない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）に登録された安否情報の有無を確認する。

イ アに掲げる場合以外の場合は、事務局は **logo** チャットを利用して各議員又は該当するエリアに居住する議員に対して安否確認を行うものとし、議員は、**logo** チャットを利用して、自身の安否情報を事務局に連絡するものとする。この場合において、事務局から **logo** チャットを配信する時期については、別表に定める時期を目安とする。

logo チャットが利用できない場合は、事務局は各議員又は該当するエリアに居住する議員に対して電子メール、電話、ファクシミリ等で連絡し、連絡がつかない場合は、災害用伝言ダイヤル（171）に登録された安否情報の有無を確認する。

各議員は、上記の場合においては事務局からの連絡を待たずとも、適宜、自身の安否情報を事務局に連絡するよう努めるものとする。

（２）各議員への本会議の開催等の連絡

災害時における本会議の開催等に係る連絡については、事務局から各議員に対し、**logo** チャット、携帯電話等への電子メール、電話、ファクシミリその他使用可能な複数の連絡手段を用いて連絡を行う。そのため、各議員は、次の行動を行う。

ア 災害時における本会議の開催等に係る連絡については、可能な限り、議員同士においても会派内や地域内等において情報共有を行う。

イ **logo** チャット等により連絡がつかない場合は、事務局は次の方法等により可能な限り本会議の開催等について周知を図ることとし、議員はこれらの情報源から情報を入手するよう努める。

- ・ホームページ
- ・総合事務所等への掲示
- ・ラジオ広報

<改選時の留意事項>

- ・議員は、携帯電話等のメールアドレスその他の連絡手段について、事務局あてに届け出るとともに、logo チャットへの登録を行うものとする。変更があった場合も同様とする。
- ※迷惑メールの防止等のためメールの受信制限を設定している場合は、県から送信されるメールを受信できるように設定を変更する。

(3) 議場が使用不能の場合の代替議場の確保

本会議場が使用できないときは、別館3階の全員協議会室を使用する。

なお、議会庁舎の安全が確保できないときは、県行政庁舎の講堂、会議室の使用について執行部と協議すると共に、必要であれば、県内の市町村役場又は民間事業者の施設の使用も検討する。

(4) 緊急通行車両としての指定

議長車及び議員共用車については、県危機管理部に緊急車両の事前届出を行い、災害時には緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けるものとする。

議員の私用車を委員会等の調査活動に使用する場合の指定については、鳥取県警察において緊急通行車両に該当するか否か個別に判断することとなるので、事務局から速やかに相談を行うものとする。

(5) 正副議長の県外・海外派遣の取扱い

正副議長は、ブロック会議への出席などやむを得ない場合を除き、県外・海外派遣等により二人が同時に不在とならないよう調整し、常時、危機管理対応に備えるものとする。

(6) 事務局マニュアルの整備

このマニュアルを補完するため、事務局職員の対応について記載した「事務局編」を別途整備し、定期的に点検・見直しを行うものとする。

(7) 平常時における訓練等

災害発生時に迅速かつ適切に対応することができるよう、各議員及び事務局職員は、このマニュアルについての理解を深めるとともに、災害対応に係る訓練を年に1回は行うものとする。また、定期的に点検・見直しを行うものとする。

第2章 災害時の議員活動の規範について

議員活動における基本原則

- 1 全ての行動は、人命第一を基本とする。
- 2 全ての活動は、被災状況を踏まえた総合的な判断の下に行うことを基本とする。
- 3 鳥取県議会議員の一員であることを鑑み、議員活動においては、議会審議等に活かすため、情報収集等に努める。
- 4 災害時代表者会議の構成員である議員は、同会議への出席等を優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合は、この限りではない。
- 5 議会としての活動（本会議、委員会における活動等）がある場合は、これを優先する。ただし、被災地域等においてやむを得ない状況がある場合は、この限りではない。

1 災害の発災時・発災直後

① 自身と身近にいる人々の安全確保

地震発生時及び発災直後において、自らの安全及び身近な人々の安全を確保するため、瞬時に身を守る態勢をとるとともに、揺れが収まった後は安全な場所へ避難すること。

② 自身の安否等についての伝達

地震発生後はできるだけ早く、自身の安否等について、事務局に連絡すること。

2 発災直後から議会としての対応の決定まで

① 人命救助活動

- ・災害により命の危険にさらされている人がある場合は、人命を第一として自身等の安全を確保しつつ、救助を行うこと。
- ・救助するに当たり、特別な態勢や専門機材が必要な場合は、速やかに関係機関等に連絡をとって救助要請を行うこと。

② 被災現場・避難所等における支援活動

- ・被災現場、避難所等において、人々が安全を確保し、命を守ることができるよう、公職選挙法その他法令の規定に抵触することがないように留意しながら、必要な支援を行うこと。また、そうした支援を必要とする人々に行き渡るよう調整を行うこと。

③ 被災現場、避難所等における情報収集

- ・被災現場及び避難所等の現状に基づき、必要な支援等について情報収集を行うこと。

④ 災害現場等における災害緊急対応等に関する情報収集

- ・災害現場等におけるがけ崩れ、水害等の対応等、緊急対応を要する事項について情報収集を行うこと。

⑤ 市町村と連携した支援活動

- ・被災市町村の災害対策本部会議等に必要に応じて参加するとともに、常に市町村災害対策本部の情報等を収集し、被災市町村が必要とする支援を把握して県や国等の関係機関と調整を行うこと。

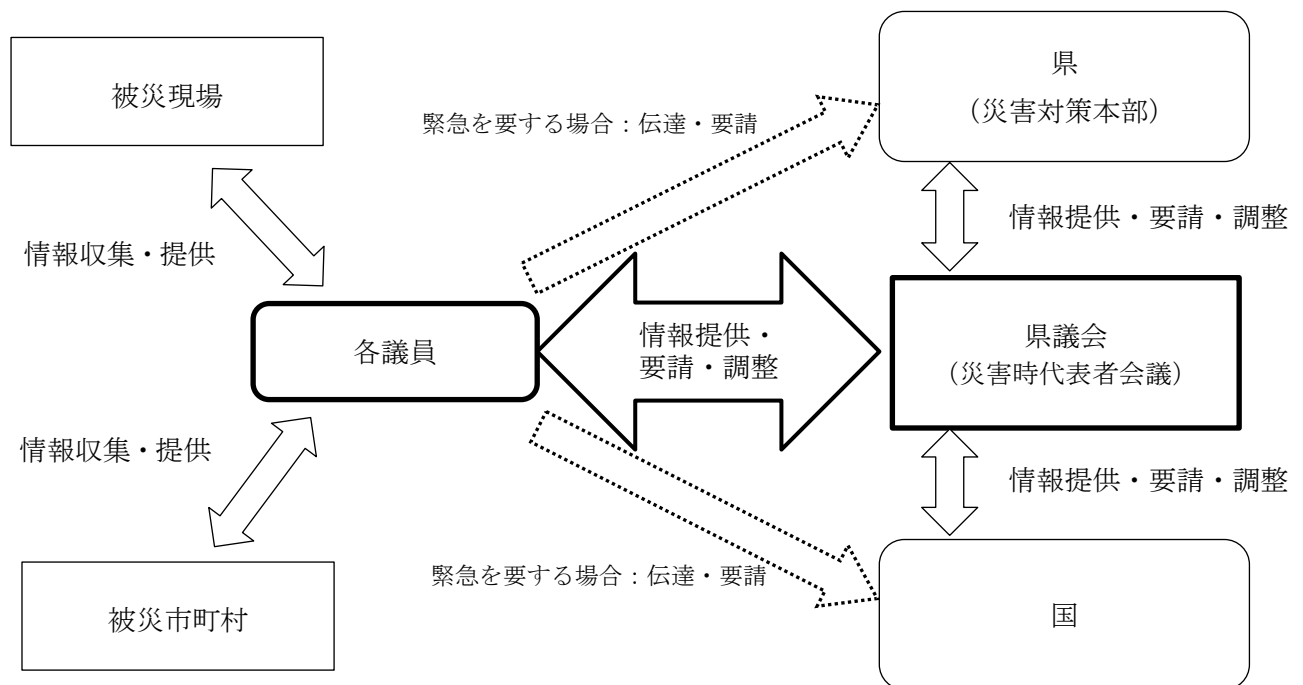
⑥ 収集した情報の伝達及び必要とされる支援の要請・調整

- ・把握した被災状況等を必要な相手方（被災者、地元関係機関等）に適宜、的確に伝えること。
- ・被災現場及び避難所等において必要とされる支援の要請・調整については、原則として県議会の災害時代表者会議（事務局）を通じて行うこと。ただし、緊急を要する場合に直接、県の執行機関（災害対策本部及び同地方支部を含む。）等に対して支援の要請・調整を行うときは、災害対応が円滑に行われるよう十分配慮して行うものとする。

⑦ その他の活動

- ・その他の人命救助、避難所等に係るすべての支援について、公職選挙法その他法令の規定に抵触することがないように留意しながら、あらゆる手段を通じて行うこと。

フロー図7 災害時の議員活動における情報伝達



3 議会としての対応の決定以後

議会としての活動がない場合は、「2 発災直後から議会としての対応の決定まで」に掲げる議員活動を地域等において引き続き行うよう努めるものとする。

(別表)

大規模災害時等における議会の災害対応マニュアルの災害等別対応基準

区分	安否確認の送信			災害時代表者会議の開催	県災害対策本部会議への オブサーバー参加
	送信基準	送信時期等	送信先		
地震	県内で震度5強以上の地震が発生したとき	地震発生直後	全ての議員及び職員	地震発生の翌々日に自動開催	正副議長が協議して参加の要否を決定（初回はできる限り参加する方向で検討）
	県内で震度5弱以下の地震が発生し、局地的に大きな被害が発生したとき	県内で地震による被害の発生が確認された時点	被害地域(圏域)に居住する議員及び職員	被害の規模・程度を勘案して議長が決定し、被害発生の翌日又は翌々日に開催	正副議長が協議して参加の要否を決定（初回はできる限り参加する方向で検討）
津波	本県に大津波警報又は津波警報が発表され、津波が到達した場合	津波が引いて危険性が去った時点又は県内で津波による被害の発生が確認された時点	全ての議員及び職員	被害の規模・程度を勘案して議長が決定し、被害発生の翌日又は翌々日に開催	被害の規模・程度を勘案し、正副議長が協議して参加の要否を決定
台風	本県への台風の接近等により暴風・大雨・洪水の特別警報（又は警報）が発表された場合	特別警報の場合は台風が県内を通過した時点、警報の場合は県内で台風による被害の発生が確認された時点	被害地域(圏域)に居住する議員及び職員	被害の規模・程度を勘案して議長が決定し、被害発生の翌日又は翌々日に開催	被害の規模・程度を勘案し、正副議長が協議して参加の要否を決定
その他風水害	その他県内に風水害に係る特別警報（又は警報）が発表された場合	県内で風水害による被害の発生が確認された時点	被害地域(圏域)に居住する議員及び職員	被害の規模・程度を勘案して議長が決定し、被害発生の翌日又は翌々日に開催	被害の規模・程度を勘案し、正副議長が協議して参加の要否を決定
大雪	県内に大雪に係る特別警報（又は警報）が発表された場合	県内で大雪による雪崩被害等の発生が確認された時点	被害地域(圏域)に居住する議員及び職員	大雪被害の規模・程度、交通状況を勘案して議長が開催日時を決定	大雪被害の規模・程度を勘案し、正副議長が協議して参加の要否を決定
大規模事故等	県内で大規模火災その他重大な人為的災害が発生した場合	県内で大規模事故等による重大な被害の発生が確認された時点	被害地域(圏域)に居住する議員及び職員	被害の規模・程度を勘案して議長が決定し、被害発生の翌日又は翌々日に開催	正副議長が協議して参加の要否を決定（初回はできる限り参加する方向で検討）
原子力災害	原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が发出された場合	屋内退避が完了し、又は避難指示若しくは避難勧告に基づき広域避難が完了する時点	避難対象地域に居住する議員及び職員	緊急事態宣言が发出された日の翌日又は翌々日に開催することを議長が決定	正副議長が協議して参加の要否を決定（初回はできる限り参加する方向で検討）